

藍住町こうのとりにん援助事業申請書兼請求書

(治療の開始が令和4年3月31日以前であり、治療の終了が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの方)

特定不妊治療費助成金の交付を受けたいので、藍住町こうのとりにん援助事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

	夫	妻
(ふりがな) 氏名		
生年月日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
住所 ※1	〒 — 電話 ()	〒 — 電話 ()
藍住町長 殿	申請金額 金 _____ 円	
申請者 氏名 _____	配偶者 氏名 _____	
振込指定口座	振込口座()銀行()支店 預金種別(普・当) (フリガナ) 口座番号() 口座名義人()	
上記申請要件の確認のために必要があるときには、私について藍住町の住民基本情報、町税等の滞納の有無について、関係当局に報告を求めることに同意します。(* 各人自署)		
夫 氏名 _____	妻 氏名 _____	
徳島県以外の地方公共団体からの助成の有無	有 ・ 無	
前回の申請時と戸籍謄本・住民票の記載事項に変更がないため、提出を省略します。		
申請者署名 _____		
申請受理年月日	年 月 日	(承認・不承認) 決定年月日
申請受理番号		助成回数
住民となった日	年 月 日	回目

(注) 1 太字の中を御記入ください。

2 ※1は、夫婦の住所が異なる場合のみ、それぞれに記入してください。

【添付書類】

- 徳島県こうのとりにん援助事業承認決定通知書
- こうのとりにん援助事業受診等証明書
- 重婚でない等の婚姻状況や、助成回数の判断にかかる出生状況を証明する書類(戸籍謄本等)
- 夫及び妻の住所を確認できる書類(住民票)
- 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書

◎徳島県が交付するこうのとりにん援助事業助成決定通知書により、添付書類(2~5)は写しに代えることができます。

◎徳島県こうのとりにん援助事業申請において、個人番号(マイナンバー)の提示により、住民票の提出を省略にて申請を行った場合、町への添付書類4の提出を省略できます。

治療費総額 _____ 円